

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-6:2019

規格名：自動電気制御装置－第 2-6 部：機械的要求事項を含む自動電気圧力検出制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 3	箇条 3 一般要求事項（JIS C 9730-1（以下、第 1 部）の規定による。） 制御装置は、通常使用の場合又は通常使用で発生するおそれがある不注意の使用の場合であっても、人に対する傷害又は周囲の財物に対する損害を引き起こさないような構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 11	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 11 構造要求事項 制御装置は、次のような構造でなければならない。 ー制御装置の取付け、保守及びサービス中において、動作用ばねは、摩耗、拘束、座屈又はその自由な運動の障害を防止するように保持し、配置する ーフレキシブルダイヤフラム、ベローズ又はこれらと類似の構造だけが、可燃性のガス又は流体のシール構造である制御装置は、ダイヤフラム又はベローズの破損の場合でも、外部流体漏れを限定するように設計したケースにダイヤフラム又はベローズの大气側を収容するか、又は外部流体漏れを屋外その他の安全な場所まで導くための通気孔用パイプ若しくは配管の接続装置をもつ ーねじ及びナットが動作部品を可動部材に取り付ける役	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-6:2019

規格名：自動電気制御装置－第 2-6 部：機械的要求事項を含む自動電気圧力検出制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 2 項 続き				箇条 15 15.4	割を果たしている場合は、それらをかきしめなどによって固定する －手動スイッチの動作機構は、部品に損傷を与えないようにする －制御装置に接続する導体によって動作部分の運動が妨害されることを防止するために、動作部分は、障壁又は動作部分の物理的位置によって導体から分離する 箇条 15 製造偏差及びドリフト 15.4 動作圧力は、製造業者が宣言したとおりでなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 11 11.102	第 1 部の第三条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 11 構造要求事項 11.102 圧力過昇防止装置は、最大動作圧力又は最小動作圧力のいずれかの製造業者による宣言値について最大動作圧力よりも高い値又は最小動作圧力よりも低い値に手動又は他の方法で再設定できてはならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確	■該当 □非該当	箇条 7 7.1	箇条 7 情報 7.1 一般要求事項制御装置の製造業者は、適切な制御装置の選択等を確認するために十分な情報を準備しなければ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-6:2019

規格名：自動電気制御装置－第 2-6 部：機械的要求事項を含む自動電気圧力検出制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		7.4 箇条 11 11.1.3 附属書 V	ならない。（第 1 部の規定による。） 7.4 表示の追加要求事項外部接地導体又は接地連続用の接地端子、及び機能目的の接地端子は、規定の接地記号を表示しなければならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 11 構造要求事項 11.1.3 非着脱式コードクラス I 制御装置の非着脱式コードは、緑と黄色との組合せによって識別する絶縁導体をもたなければならない。（第 1 部の規定による。） 緑と黄色との組合せによって識別する絶縁導体は、接地用端子又は端末以外に接続してはならない。（第 1 部の規定による。） 附属書 V 二次電池で動作する制御装置に対する要求事項（第 1 部の規定による。） 取扱説明書には、電池の充電についての情報を提供しなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 11 11.11 11.11.104	第 1 部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 11 構造要求事項 11.11 取付け、保守及びサービス中の要求事項 11.11.104 シース、毛細管、ベローズ又はダイヤフラムを含む部品は、部品の故障によって、その制御装置の可燃性流体が外部に漏れる又は制御装置に誤動作を引き起こす	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-6:2019

規格名：自動電気制御装置－第 2-6 部：機械的要求事項を含む自動電気圧力検出制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				11.11.106	場合、大気中での腐食及び使用中に通常接触する流体による浸食に耐性がなければならない。 11.11.106 制御装置のサンプルを 100 000 サイクルの耐久試験にかけたとき、試験中に漏えいの痕跡を示さず、さらに、耐久試験の後、最大動作圧力の 4 倍の静水圧試験にかけたとき、破損したベローズ、ブルドン管、ダイヤフラム又は類似の素子は規定の耐食性をもつ材料でなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 12 12.1 12.2	箇条 12 耐湿性及び防じん性 12.1 水の浸入及びじんあいの侵入防止 制御装置は、指定する方法で取り付けて使用したとき、それらの IP 分類に該当する水の浸入及びじんあいの侵入に対する適切な保護分類を提供しなければならない。（第 1 部の規定による。） 12.2 湿気条件に対する保護 全ての制御装置は、通常使用状態で発生するおそれがある湿気条件に耐えなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 11	第 1 部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 11 構造要求事項	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-6:2019

規格名：自動電気制御装置－第 2-6 部：機械的要求事項を含む自動電気圧力検出制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 六 条 続き	の使用	を有する部品及び材料が使用されるものとする。		11.11.103	11.11.103 制御装置のいずれかの部分の故障によって、危険な液体の不安全な漏えいが起こる可能性がある場合、その部分は溶融温度 510℃以上、及び 204℃で 68 MPa 以上の引張力をもつ材料でできていなければならない。	
第 七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条 8 8.1.1 8.2 8.2.1 8.2.2 箇条 11	箇条 8 感電に対する保護 8.1.1 制御装置は、通常使用状態で発生するおそれがある不利な位置において、取外し可能な可触部を外した後、充電部に偶然に接触しないようにする十分な保護が存在するような構造でなければならない。（第 1 部の規定による。） 8.2 操作部及び操作手段 8.2.1 操作部は、充電部であってはならない。（第 1 部の規定による。） 8.2.2 操作手段は、十分に固定及び絶縁した操作部を備えているか、又は操作部を外したとき、その操作手段に触れることができない場合を除き、充電部であってはならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 11 構造要求事項（第 1 部の規定による。） コードのコード止めの締付用のねじが可触金属部である場合、コードは、これらのねじに接触するおそれがない構造でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-6:2019

規格名：自動電気制御装置－第 2-6 部：機械的要求事項を含む自動電気圧力検出制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 七 条 第 1 号 続き				箇条 18	箇条 18 機械的強度（第 1 部の規定による。） クラス I 及びクラス II 制御装置の操作部並びにクラス I 及びクラス II 機器用制御装置の操作部は、操作部が壊れても十分な感電保護を維持するものでなければならない。	
第 七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 8 8.1.1 8.3 箇条 9 9.1.1	箇条 8 感電に対する保護 8.1.1 制御装置は、可触部と 24 V を超える電圧で供給される SELV 回路又は PELV 回路の電源のいずれかの電極との間の電流は、規定値を超えてはならない。（第 1 部の規定による。） 8.3 コンデンサ プラグによって電源に接続する制御装置は、通常使用状態でプラグに接触したとき、充電されたコンデンサによる感電の危険がないような構造でなければならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 9 保護用接地の手段 9.1.1 絶縁故障のときに充電部となるおそれのあるクラス I のインラインコード形制御装置、自立構造形制御装置及び独立取付形制御装置の可触金属部は、その制御装置内の接地端子若しくは接地端末、又は機器用インレットの接地接点に、恒久的かつ確実に接続しなければならない。（第 1 部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-6:2019

規格名：自動電気制御装置－第 2-6 部：機械的要求事項を含む自動電気圧力検出制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第 2 号 続き				9.1.2 箇条 13 附属書 H H.8	9.1.2 一つの絶縁故障によって充電部となるおそれのある、操作部を除いたクラス 0I 及びクラス I 機器用の一体形制御装置及び組込形制御装置の可触金属部は、接地の手段をもたなければならない。 箇条 13 耐電圧及び絶縁抵抗（第 1 部の規定による。） インラインコード形及び自立構造形制御装置の可触金属部及び金属はくに対する最大漏えい電流は、規定の値を超えてはならない。 附属書 H 電子制御装置の要求事項 H.8 感電に対する保護 保護インピーダンスを使用する場合、その部分又は複数部分と電源のいずれかの極との間の電流は、規定の電流値を超えてはならない。（第 1 部の規定による。）	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条 8	箇条 8 感電に対する保護（第 1 部の規定による。） 制御装置は、次のような感電に対する保護がなければならない。 ークラス II 制御装置及びクラス II 機器用制御装置においては、ガス管に導電的に接続する又は水道システムと電氣的に接触する金属部は、二重絶縁又は強化絶縁によって危険な充電部から分離する ー工具を使用することなく開けることのできる、又は取扱	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-6:2019

規格名：自動電気制御装置－第 2-6 部：機械的要求事項を含む自動電気圧力検出制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 八 条 続き					説明書に従って使用者が交換する電池収納部をもつ制御装置は、充電部と電池収納部の内部表面との間は基礎絶縁だけを要求する、等	
				箇条 10	箇条 10 端子及び終端	
				10.1	10.1 外部銅導体用端子及び終端 X 形取付け及び M 形取付けを使用する固定配線又は非着脱式コード用の端子は、締付手段で固定配線及び端子を締め付けるとき又は緩めるとき、規定の沿面距離及び空間距離の値未満まで減少しないように固定しなければならない。（第 1 部の規定による。）	
				10.2	10.2 内部接続のための端子及び端末 制御装置と一体になっているタブは、接続している間、沿面距離又は空間距離の値が、規定する値未満に減少してはならない。（第 1 部の規定による。）	
				箇条 11	箇条 11 構造要求事項（第 1 部の規定による。） 制御装置は、次のような構造でなければならない。 ークラス II 制御装置のコード止めは、絶縁材料製であるか、又は金属製の場合、可触金属部若しくは可触非金属面上の金属はくから付加絶縁に対する要求事項による絶縁によって絶縁する ークラス II 以外の制御装置のコード止めは、コード上の絶	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-6:2019

規格名：自動電気制御装置－第 2-6 部：機械的要求事項を含む自動電気圧力検出制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 八 条 続き				箇条 13 13.1 13.2 箇条 20 箇条 27	縁故障が可触金属部の充電に至る場合、絶縁材料製であるか、又は絶縁用裏打ちを装備する ー引きひもは、充電部から絶縁する 箇条 13 耐電圧及び絶縁抵抗 13.1 絶縁抵抗 インラインコード形、自立構造形及び独立取付形制御装置の絶縁抵抗は、十分でなければならない。（第 1 部の規定による。） 13.2 耐電圧 全ての制御装置の耐電圧は、十分でなければならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 20 沿面距離、空間距離及び固体絶縁物を通しての距離 制御装置は、想定できる電氣的ストレスに対し、十分に耐えることができる空間距離、沿面距離及び固体絶縁物を通しての距離を備えるような構造でなければならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 27 異常動作（第 1 部の規定による。） 電気アクチュエータのようなモータを備えた制御装置は、規定の絶縁材料に示す温度を超えず、出力拘束の影響に耐えなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-6:2019

規格名：自動電気制御装置－第 2-6 部：機械的要求事項を含む自動電気圧力検出制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 八 条 続き				附属書 H	附属書 H 電子制御装置の要求事項	
				H.20	H.20 沿面距離、空間距離及び固体絶縁物を通しての距離 商用主電源に電氣的に接続する充電部と可触表面又は可触部との間の沿面距離、空間距離及び固体絶縁物を通しての距離は、規定の値以上でなければならない。（第 1 部の規定による。）	
				H.27	H.27 異常動作 付加絶縁及び強化絶縁の温度は、規定する関連値の 1.5 倍を超えてはならない。（第 1 部の規定による。）	
				附属書 P	附属書 P プリント回路板塗装特性試験（第 1 部の規定による。） 汚損度 1 の沿面距離をもつプリント回路板に施される塗装は、この附属書の要求事項を満たさなければならない。	
				附属書 Q	附属書 Q プリント回路板塗装特性試験（第 1 部の規定による。） JIS C 60664-3 に規定しているタイプ 1 塗装の全ての要求事項を満たしているプリント回路板は、この規格の汚損度 1 の最小沿面距離の要求事項を満たさなければならない。	
				附属書 T	附属書 T SELV 及び PELV に対する要求事項（第 1 部の規定による。） SELV 回路及び／又は PELV 回路と他の充電回路との間の	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-6:2019

規格名：自動電気制御装置－第 2-6 部：機械的要求事項を含む自動電気圧力検出制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 八 条 続き					保護分離は、次のいずれかの手段によって備えなければならない。 －それぞれ存在する最高電圧に対する定格をもつ基礎絶縁及び付加絶縁 －存在する最高電圧に対する定格をもつ強化絶縁、等	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 11 11.3 11.13.4 箇条 14 箇条 21	箇条 11 構造要求事項 11.3 操作及び動作 最大動作電圧に等しい直流電圧を、通常使用状態によって発生する電流が得られるように、抵抗を直列に接続して接点に印加し、その接点を徐々に開放したとき、継続してアークが発生してはならない。（第 1 部の規定による。） 11.13.4 規定の試験において、制御装置の外郭の外への火災の排出があつてはならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 14 温度上昇（第 1 部の規定による。） 制御装置及びその支持面は、通常使用状態において過度の温度に達してはならない。 箇条 21 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性（第 1 部の規定による。） 水銀チューブスイッチを用いる制御装置は、外郭の全ての開口部の周りに綿を配置し、動作したとき、綿又は回路導体上の絶縁物に着火があつてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-6:2019

規格名：自動電気制御装置—第 2-6 部：機械的要求事項を含む自動電気圧力検出制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 九 条 続き				箇条 27 27.2 27.6 附属書 H H.27 附属書 J J.17	箇条 27 異常動作 27.2 焼損試験 電磁石を組み込んでいる制御装置は、制御機構の拘束試験後、炎の放出を生じてはならない。(第 1 部の規定による。) 27.6 電池の回路短絡試験 電池の回路短絡試験後、制御装置は、火炎の放出が全くな く、制御装置への障害の痕跡が全くない状態であればな らない。(第 1 部の規定による。) 附属書 H 電子制御装置の要求事項 H.27 異常動作 制御装置は、回路部品の不良又は誤動作により、炎を放出 してはならない。(第 1 部の規定による。) 附属書 J サーミスタ素子及びサーミスタを使用する制御 装置の要求事項 J.17 耐久性 サーミスタは、温度環境試験で、炎の放出があつてはなら ない。(第 1 部の規定による。)	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置	■該当 □非該当	箇条 14 箇条 27	箇条 14 温度上昇 (第 1 部の規定による。) 可触部分の温度は、通常使用状態において過度の温度に達してはならない。 箇条 27 異常動作 (第 1 部の規定による。)	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-6:2019

規格名：自動電気制御装置－第 2-6 部：機械的要求事項を含む自動電気圧力検出制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条 続き		が講じられるものとする。		附属書 H H.27	規定のプラグ及びコンセントをもつインラインコード形制御装置に対する過負荷試験において、可触部分の温度は、過負荷試験において規定する値を超えてはならない。 附属書 H 電子制御装置の要求事項 H.27 異常動作（第 1 部の規定による。） 制御装置は、回路部品の不良又は誤動作により、高温の金属又は高温の合成樹脂を放出してはならない。	
第 十 一 条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 11 11.11 11.11.101	第 1 部の第十一条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 11 構造要求事項 11.11 取付け、保守及びサービス中の要求事項 11.11.101 ダイヤフラムと接触している部分は、ダイヤフラムを摩耗させるか又は擦りむくような鋭いばり、突起又はこれと類似のものがあってはならない。	
第 十 一 条第 2 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 18 18.102 18.102.1	第 1 部の第十一条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 18 機械的強度 18.102 部品強度（静水圧） 18.102.1 ブルドン管、可とう金属ベローズ、ダイヤフラム又はこれらに類似のものの定格が 2 000 kPa 以上であって	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-6:2019

規格名：自動電気制御装置－第 2-6 部：機械的要求事項を含む自動電気圧力検出制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 十 一 条第2項 続き				18.102.2 18.102.3	それらを外殻の外で使用する圧力検出制御装置は、その制御装置の最大動作圧力の4倍の水圧で破損することなく1分間耐えなければならない。 18.102.2 外郭の内部にあるブルドン管、可とう金属製ベローズ、ダイヤフラム又は類似のものを使用する圧力検出制御装置は、規定の耐圧試験を満たさなければならない。 18.102.3 圧力制限器又は圧力過昇防止装置は、最大動作圧力の4倍に等しい水圧に破損することなく1分間耐えなければならない。	
第 十 二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 11 箇条 21 箇条 27 27.2	箇条 11 構造要求事項（第1部の規定による。） 電池をもつ制御装置は、制御装置の通常動作の下で、及び単一故障の後に、化学物質の漏れによる危険を減少するような構造でなければならない。 箇条 21 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性（第1部の規定による。） 水銀チューブスイッチを用いる制御装置は、規定の試験で、溶融金属の放出があつてはならない。 箇条 27 異常動作 27.2 焼損試験 電磁石を組み込んでいる制御装置は、制御機構の拘束試験後、溶融金属の放出を生じてはならない。（第1部の規定	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-6:2019

規格名：自動電気制御装置－第 2-6 部：機械的要求事項を含む自動電気圧力検出制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二 条続き				27.6	による。) 27.6 電池の回路短絡試験 電池の回路短絡試験後、制御装置は、熔融金属の放出が全くなく、制御装置への障害の痕跡が全くない状態でなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第十三 条	電気用品から発生される電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 3	箇条 3 一般要求事項（第 1 部の規定による。） 制御装置は、通常使用の場合又は通常使用で発生するおそれがある不注意の使用の場合であっても、人に対する傷害又は周囲の財物に対する損害を引き起こさないような構造でなければならない。	
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	附属書 H H.11 H.11.12 H.11.12.4.3 H.17	附属書 H 電子制御装置の要求事項 H.11 構造要求事項 H.11.12 ソフトウェアを使用する制御装置 遠隔駆動形制御機能をもつ電子制御装置と独立の装置とのあらゆるデータ交換は、制御機能の完全度を損なってはならない。（第 1 部の規定による。） H.11.12.4.3 遠隔リセット作動 遠隔リセット作動は、手動で起動しなければならない。（第 1 部の規定による。） H.17 耐久性	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-6:2019

規格名：自動電気制御装置－第 2-6 部：機械的要求事項を含む自動電気圧力検出制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 十 四 条続き				H.17.1.4.3	H.17.1.4.3 遠隔リセット操作をもつ制御装置 耐久試験後、遠隔リセット装置は、製造業者の意図するようにシステムをリセットすることが可能でなければならない。意図しないリセットは、生じてはならない。（第 1 部の規定による。）	
第 十 五 条第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	附属書 H H.27	附属書 H 電子制御装置の要求事項 H.27 異常動作 制御装置が安全停止状態にあるとき引き起こされる一つの部品の一次故障では、安全に関連する出力端子を非駆動状態に維持しなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第 十 五 条第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 11 11.102 11.103	第 1 部の第十五条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 11 構造要求事項 11.102 圧力過昇防止装置はリセットされてはならない。 11.103 手動復帰形の装置をもつ圧力過昇防止装置は、トリップフリーでなければならない。	
第 十 五 条第 3 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-6:2019

規格名：自動電気制御装置－第 2-6 部：機械的要求事項を含む自動電気圧力検出制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第3項 続き						損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 9 箇条 10 10.1 10.2 箇条 11	箇条 9 保護用接地の手段（第 1 部の規定による。） 通常使用状態において可触である接地端子は、規定の公称断面積をもつ導体の接続ができなければならない。 箇条 10 端子及び終端 10.1 外部銅導体用端子及び終端 固定配線のための端子、又は X 形取付け若しくは M 形取付けに使用する非着脱式ケーブルのための端子は、規定する公称断面積以上の導体の接続ができるようになっていなければならない。（第 1 部の規定による。） 10.2 内部接続のための端子及び端末 端子及び端末終端端子は、規定する公称断面積をもつ導体の接続ができなければならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 11 構造要求事項 制御装置は、次のような構造でなければならない。（第 1 部の規定による。） ー製造業者が宣言している場合、保護装置の特性によって決定される期間、異常状態で流れる電流を流せる	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-6:2019

規格名：自動電気制御装置－第 2-6 部：機械的要求事項を含む自動電気圧力検出制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 十 六 条続き				附属書 T T.3	一非着脱式コードを取り付けた制御装置は、規定する値以上のコードの導体断面積が 附属書 T SELV 及び PELV に対する要求事項 T.3 SELV 及び PELV の要素としての ELV、保護分離、単純分離及び保護ボンディング 幾つかの構成部品部分（検出用構成部品、送信機、中央制御ユニット等）からなり、そのような構成部品の部分が建築物の固定電気設備の一部である場合の制御装置の据付けについては、建築物の設備に関する規定の保護ボンディングに対する要求事項を満たさなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第 十 七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	附属書 H H.26 H.26.1 H.26.8 H.26.14	附属書 H 電子制御装置の要求事項 H.26 電磁両立性（EMC）要求事項－イミュニティ H.26.1 電子制御装置は、通常使用状態で発生するおそれがある配電線で発生するじょう乱及び電磁現象に耐えるような構造でなければならない。（第 1 部の規定による。） H.26.8 サージイミュニティ試験 制御装置は、商用主電源及び関連する信号端子上の電圧サージに耐えなければならない。（第 1 部の規定による。） H.26.14 電力周波数磁界イミュニティ試験 磁界の影響を受けやすい制御装置は、電力周波数磁界に耐	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-6:2019

規格名：自動電気制御装置－第 2-6 部：機械的要求事項を含む自動電気圧力検出制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					えなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第 十 八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 23 23.1 23.2 附属書 H H.23	箇条 23 電磁両立性（EMC）要求事項－エミッション 23.1 自立構造形及び独立取付形制御装置で、通常運転中に繰り返し運転するものについては、過度の無線障害を発生しないような構造でなければならない。（第 1 部の規定による。） 23.2 ISM（工業、科学及び医療装置）機器用制御装置、自立構造形制御装置、独立取付形制御装置、及び ISM 機器とともに使用するためのインラインコード形制御装置は、CISPR 11 の要求事項を満たさなければならない。（第 1 部の規定による。） 附属書 H 電子制御装置の要求事項 H.23 電磁両立性（EMC）要求事項－エミッション 電子制御装置は、過度の電気又は電磁妨害をその周辺環境に放射しないような構造でなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第 十 九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示され	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 7 7.2	箇条 7 情報 7.2 情報提供の方法 制御装置のために要求される情報は、制御装置上に付けた表示によって提供しなければならない。（第 1 部の規定に	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-6:2019

規格名：自動電気制御装置－第 2-6 部：機械的要求事項を含む自動電気圧力検出制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 十 九 条続き		るものとする。		7.4 附属書 A	よる。) 7.4 表示の追加要求事項 制御装置上の必要な表示は、制御装置の主要器体上になければならない。要求する表示は、読みやすく耐久性がなければならぬ。（第 1 部の規定による。） 附属書 A 表示の耐消滅性 制御装置上の表示は、安全のために十分な耐消滅性をもたなければならぬ。（第 1 部の規定による。）	
第 二 十 条第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-6:2019

規格名：自動電気制御装置－第 2-6 部：機械的要求事項を含む自動電気圧力検出制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 十 条第1号 続き		標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第 二 十 条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	—
第 二 十 条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-6:2019

規格名：自動電気制御装置－第 2-6 部：機械的要求事項を含む自動電気圧力検出制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 十 条第 3 号 続き		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第 二 十 条第 4 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	—